

令和3年(3)第449号

債権者 石地 優 外8名

債務者 関西電力株式会社

主張書面(6)

令和3年11月22日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人	弁護士	小	原	正	敏	
		田	中		宏	
	弁護士	西	出	智	幸	
	弁護士	神	原		浩	
	弁護士	原	井	大	介	
	弁護士	森		拓	也	
	弁護士	辰	田		淳	
	弁護士	畠	井	雅	史	

弁護士 坂 井 俊



弁護士 谷 健 太



弁護士 持 田 陽



弁護士 中 室



1 第1回審尋期日における債権者らからの質問の趣旨

令和3年9月17日付債務者主張書面（3）（以下、「債務者主張書面（3）」という）5頁における「・・・本件発電所において、炉心等の著しい損傷や原子炉格納容器の破損により、放射性物質の異常放出に至る事態に陥ることは考えられない」という主張の末尾の「考えられない」との記載の前には、「まず」という文言が入っていないが、この主張は、絶対に重大事故が起きないという絶対安全を主張する趣旨か。

2 回答

答弁書第7章で述べたとおり、債務者は、放射性物質の持つ危険性を顕在化させないように適切に管理し、美浜発電所3号機（以下、「本件発電所」という）の安全性を確保するため、①自然的立地条件に係る安全確保対策、及び②事故防止に係る安全確保対策を講じ、安全性を維持・向上するための活動を継続して展開している。こうした対策により、本件発電所の安全性は十分に確保されている。

加えて、答弁書第8章第2及び第3で述べたとおり、本件発電所では、福島第一原子力発電所事故を受けて制定された新規制基準を踏まえ、上記の安全確保対策を強化するとともに、かかる安全確保対策が奏功しない場合をもあえて想定した、より一層の安全性向上対策を充実させている。

債務者主張書面（3）5頁の「・・・本件発電所において、炉心等の著しい損傷や原子炉格納容器の破損により、放射性物質の異常放出に至る事態に陥ることは考えられない」という主張は、本件発電所におけるこうした安全確保対策及びより一層の安全性向上対策を踏まえて述べたものである。この主張は、どのような事態が生じても、放射性物質の異常放出に至る事態に陥ることが絶対にないという意味での「絶対的な安全性」を確保できているという趣旨ではないが（なお、「絶対的な安全性」は達成することも要求することもできないもの

と理解されている（乙 16, 6~8 頁）），上記の各対策により，本件発電所では安全性が十分に確保されており，放射性物質の異常放出により債権者らの人格権を侵害する具体的危険はないという趣旨を述べたものである。

なお，債務者は，これまでの別件の原子力発電所の運転差止訴訟や仮処分事件においても，「・・・炉心等の著しい損傷や原子炉格納容器の破損により，放射性物質の異常放出に至る事態に陥ることは考えられない」という主張をしているが，その趣旨は上記と同様であり，原子力発電所において「絶対的な安全性」を確保しているという趣旨の主張を債務者がしたことは一度もない。

以上